

(訪問型サービス)

Q. 1

介護保険法に基づき、二宮在住の方が二宮町外に所在する事業所を選択した場合、これまで通り、又は新たに利用することは可能でしょうか。

A.

総合事業の対象者（要支援者・事業対象者）はみなし事業者または二宮町が指定した事業者のサービスを利用できます。ケアマネジャー等と相談し、適切なケアマネジメントにそってご利用ください。

Q. 2

介護報酬の説明で「国単価（100%）」とはどういう意味でしょうか？全国一律の単価ということでしょうか？市町村によって異なる単価でしょうか？

A.

平成27年2月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」により提示されたサービスコードによるものです。

Q. 3

サービスコードは「みなし指定事業者」の場合は「A1」「A5」コードを使用しますが、「新規指定事業所」の場合はどのようなコードを使用することになりますか？

A.

「A2」コードを「A1」コードと同様の条件で設定する予定です。

Q. 4

「みなし指定」の対象でない事業所が総合事業の新規指定申請を行う場合、申請時に「変更後の定款」が提出が必要ですか？

A.

申請時に総合事業のサービス提供が読み取れるようにご用意ください。

Q. 5

現在、訪問介護事業所の運営規定は「訪問介護」と「介護予防訪問介護」共通の1種類しか作成していませんが、総合事業の指定申請を受ける際に「訪問介護」と「介護予防訪問型サービス」の2種類の運営規程に変更する必要があるということでしょうか？

A.

二宮町は平成29年3月で一斉に切り替えを行うことにより「介護予防訪問介護」は「介護予防訪問型サービス」となります。しかし、二宮町以外の保険者には「介護予防訪問介護」が平成30年3月まで提供される可能性があり、これらの被保険者に対するサービス提供が想定される場合は「介護予防訪問介護」の記載も必要となると考えられます。

Q. 6

配布された資料に「平成30年3月31日までは介護予防訪問介護・介護予防通所介護・総合事業を併用して実施する可能性があります」と記載されていますが、併用して実施するのはどのような場合でしょうか？

A.

Q. 5参照。

(通所型サービス)

Q. 1.

通所型サービスについて、要支援1は「全部で4回迄」と記載されていますが、曜日によっては5週目迄あった場合、5回目の利用は出来ないのでしょうか？

要支援2においても「全部で5～8回迄」と記載されていますが、たまたまその月の利用が1回のみだった場合、もしくは上記と同じく9回利用した場合（9回目は利用可能でしょうか）。

A.

現時点では、総合事業移行後は通所型サービス利用1回当たり単価で算定することを考えています。要支援1の方はこれまで通り週1回の利用を基本とし、月に5回目以降の利用の場合は一律1,647単位を算定します。また、要支援2の方も週2回の利用を基本とし月に9回目以降の利用の場合は一律、3,377単位を算定することを考えています。事業対象者は区分支給限度額5003単位内におさまる単位数であれば、適切なケアマネジメントに基づき週2回以上の利用も保険給付対象とすることが可能と考えております。（介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表（平成27年4月施行版））を参照ください。）

Q. 2

説明資料では「事業対象者・要支援1 4回まで378単位」「事業対象者・要支援2 5回から8回まで389単位」と記載されていますが、「事業対象者」「要支援1」「要支援2」の方はそれぞれ月何回までサービスを利用できますか？

また、その際の単価はそれぞれいくらですか？

限度の回数を超えて利用する場合は自費扱いとなりますか？

A.

事業対象者・要支援1は、月に4回までの利用であれば1回あたり基本単位は378単位となります。ただし、4回を超える場合は、1月1,647単位になります。

事業対象者・要支援2は、月に8回までの利用であれば1回あたり基本単位は389単位となります。ただし、8回を超える場合は、1月3,377単位になります。

(訪問型サービス・通所型サービス)

Q. 1

要支援1の方が4回、要支援2の方が8回という回数の制限がありますか？また、その回数を超えた場合は1回いくらという金額の設定はありますか？

A.

通所型サービスQ. 1、2参照。

(その他)

Q. 1

住民主体の運営による『通いの場』について、どのような方が、どのような運営をし、町としてはどのように関わるのか、具体的に知りたい。

A.

『通いの場』は総合事業における一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として町が要件を整備します。要件を満たし、総合事業の趣旨を理解し、地域包括ケアシステムの構築に向けた協力をいただける組織、団体等が運営主体として想定されています。平成 29 年 4 月の通いの場の運営開始に向け、現在、これまで地域ミニデイやサロンの運営の中心となっていた地区社協と、地区や自治会、ゆめくらぶやボランティアなどのみなさんと話し合いを進めております。

Q. 2

みなし指定について、町外のみなし指定を受けた事業者について、町で事業対象者や住民に対し公表をするのか。また、公表をする場合、どのような方法で公表するのか知りたい。

A.

みなし指定事業者については平成 27 年 3 月までに都道府県から介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業所です。町では介護保険班で配布する事業所一覧表の 1 つとして総合事業訪問型サービス・通所型サービスの一覧を作成予定です。

Q. 3

介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託の条件はいつ決まりますか？

A. 平成 29 年 1 月開催予定の二宮町総合事業説明会で説明予定です。

Q. 4

現在、委託されているケースはどうなるのか？

A.

現在、包括支援センターから居宅介護支援事業所へ再委託されている方については引き続き総合事業の介護予防ケアマネジメントとして継続いただくことが可能と考えています。また、介護予防支援の再委託についても引き続き継続いただくことが可能と考えています。

Q. 5

予防給付から総合事業対象者に切り替えることのメリットは？

A.

事業対象者はチェックリストにより要支援認定を受けなくとも速やかに総合事業サービスが利用できるようになります。

Q. 6

3月のいっせい切り替え時に対象となる要支援者の具体例について。

A.

介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、それぞれ介護予防訪問型サービスと介護予防通所型サービスに切り替わります。これら 2 つのサービスについては二宮町の総合事業として実施されます。また、これら 2 つのサービスのいずれかまたは両方のみを利用される方のケアマネジメントは介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わります。

Q. 7

事業対象者の計画書は要支援と同じなのか？（見直し期間、有効期間など）

A.

事業対象者の計画書については「介護保険最新情報V o 1. 4 8 4」を基本に二宮町の運営を検討中です。詳しくは平成29年1月に開催予定の説明会で提示します。

Q. 8

『通いの場』についての詳細。

A.

その他Q. 1 参照。

Q. 9

「介護予防ケアマネジメント」で使用する支援計画表等の書式は、現行の「介護予防支援」と同じ書式を使用するのでしょうか？

ケアマネジメントA・B・Cで介護報酬は異なるのでしょうか？

A. 支援計画表等の書式はその他Q. 7を参照ください。ケアマネジメントの類型は現時点ではAのみを想定しています。

Q. 10

チェックリストの記入や記入結果の判断などは、どのように行うのでしょうか？チェックリストの記入は誰が行いますか？チェックリストの記入の際、本人との面談は行いますか？面談は誰が行いますか？

チェックリストによる「事業対象者か否か」の判断は、担当者個人がチェックリストのチェック項目のみで決定するのでしょうか？それとも審査会のような場で審議されて決定されるのでしょうか？審議会等で決定する場合、どのような方が参加されますか？

A.

チェックリストの実施については、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインP54以降、及び介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）についてのQ&A9月30日版P27以降にある内容を基本に実施予定です。基本的には町福祉保険課窓口または包括支援センター職員の訪問による面談により実施され、チェックリストの結果により事業対象者の判断がなされます。詳細は平成29年1月の説明会で提示予定です。

Q. 11

定款を変更する場合、法人の目的・事業に「介護予防・日常生活支援総合事業」と記載されていれば、「第一号訪問事業」「第一号通所事業」「第一号介護予防支援事業」という個別の事業名の記載は必要ありませんか？

A.

サービス内容などの変更が生じますので、定款の変更が必要となります。

また、第1号事業を開始しても、近隣の他市町村は介護予防給付として「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」を継続しています。全国的に移行が終了するのが平30年3月までとなっていますので、定款上に『「第1号訪問事業」または「介護予防訪問介護」』等と記載してください。

Q. 12

利用の流れをいくつかのモデルケースで具体的に示してもらえますか？

A.

平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」や「介護保険最新情報V o 1. 484」などで示されている例を参照ください。